

## 『みなとみらい21中央地区20街区MICE施設運営事業』の 事業者が決定しました！

横浜市は、「みなとみらい21中央地区20街区MICE施設運営事業（以下「本事業」という。）」をPFI事業として実施することについて、平成28年8月26日にパシフィコ横浜を所有・運営する株式会社横浜国際平和会議場を提案者として指名して、本事業の提案募集要項等を公表し、平成28年10月17日に提案書を受け付けました。

外部有識者で構成する横浜市民間資金等活用事業審査委員会において提案内容の審査を行い、同委員会からの報告を踏まえ、株式会社横浜国際平和会議場を事業者として決定しましたので、お知らせします。

【事業者】株式会社横浜国際平和会議場

【運営権対価の提案額】8,066,301,100円（利息及び消費税等を除く。）

### 【事業概要】

- ◇ 事業名称：みなとみらい21中央地区20街区MICE施設運営事業
- ◇ 事業場所：横浜市西区みなとみらい一丁目9番ほか
- ◇ 事業内容：PFI法に基づき、みなとみらい21中央地区20街区MICE施設の公共施設等運営事業を行います。
- ◇ 契約期間：平成29年3月下旬（※1）から平成52年3月31日まで  
うち運営権設定期間：平成32年4月（予定）から平成52年3月31日まで  
※1：実施契約は運営権設定に関する議会の議決後に締結予定
- ◇ 事業方式：公共施設等運営権（コンセッション）方式（本事業の公共施設等運営権者として本市が事業者を選定し、事業者に運営権※2を設定する方式）  
※2：運営権とは、利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を移転せず、当該施設の運営等を行う権利のことです。

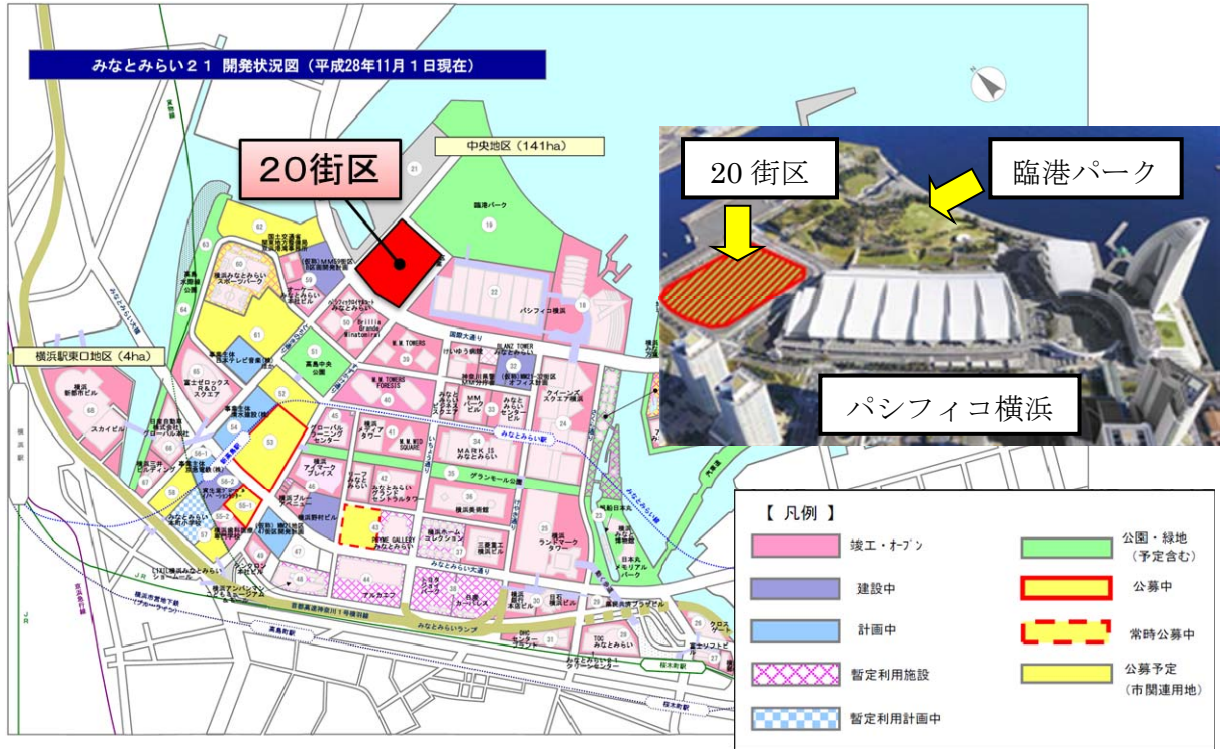
### 【提案概要】

- ◇ 横浜のMICE機能強化
  - ・ 中大型会議等の積極的な誘致等による既存施設（パシフィコ横浜）で機会損失していた催事の確実な取込み
  - ・ 数千人規模の大型企業インセンティブ誘致による新たな市場の創出
- ◇ 既存施設（パシフィコ横浜）との一体運用効果の発揮
  - ・ 既存施設で利用者から高い評価を得ている高品質なサービスと、既存施設からの人的及び物的バックアップにより安心して催事を開催できる環境の提供
  - ・ 申請書類等の統一化による円滑かつ快適な利用への配慮
- ◇ MICE施設の誘致開催を通じた地域への貢献
  - ・ 来館者が横浜市内を回遊する仕組みをより発展させることによる経済効果の拡大
  - ・ ボランティア活動等を通じた多文化理解と次世代育成機会の促進
  - ・ より多くの国際的MICE開催を通じた横浜のブランド力及びプレゼンスの向上

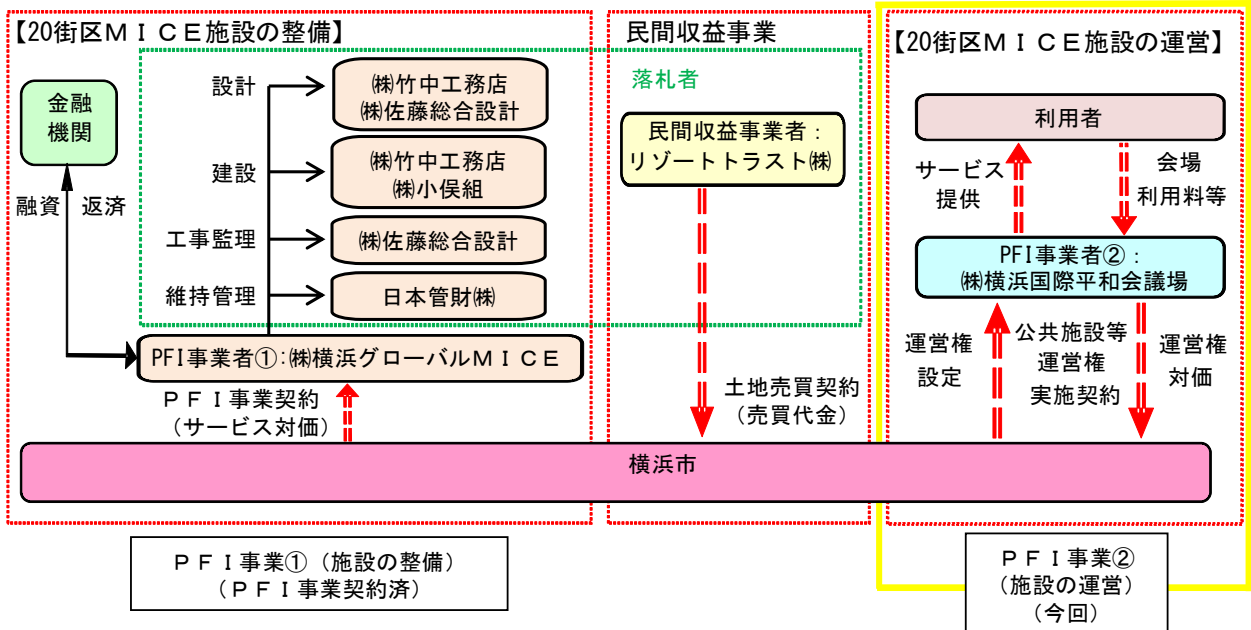
【今後の予定】

平成 29 年 2 月	運営権設定にかかる議案提出
平成 29 年 3 月 下旬	公共施設等運営権実施契約締結
平成 29 年 4 月～平成 32 年 3 月	20 街区M I C E施設の開業前準備・誘致
平成 32 年 4 月	20 街区M I C E施設の供用開始及び運営権の設定開始
平成 52 年 3 月 31 日	本事業終了日

【20 街区案内図】



【参考】事業全体スキーム図



お問合せ先  
文化観光局M I C E振興課 施設担当課長 川合 互 Tel 045-671-4262